

富山県バスケットボール協会審判委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、富山県バスケットボール協会審判委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、富山県バスケットボール協会（以下「県協会」という。）に属し、審判に関する調査研究及び各種大会の運営協力にあたる。

2 富山県のバスケットボール審判員が審判を通して、技術の追求や審判員相互の融和を図り、もって審判資質の向上に努めることを目的とする。

(事業)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 審判講習会の開催
- (2) 富山県バスケットボール協会公認（以下「県公認」という。）審判員の審査認定
- (3) (財)日本バスケットボール協会公認（以下「日本公認」という。）審判員の審査協力
- (4) その他目的の達成のために必要なこと。

第2章 組織

(組織)

第4条 委員会は、県公認審判員、日本公認審判員及び必要と認める者をもって組織する。

(部会及び事務局)

第5条 委員会の円滑な運営を図るため、必要な部会を置く。

2 委員会の会務を処理するため、事務局を置く。

第3章 役員

(役員)

第6条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1 人
- (2) 副委員長 若干人
- (3) 部会長 若干人
- (4) 委員 若干人
- (5) 監事 1 人
- (6) 事務局長 1 人

2 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任期途中で交替した場合、後任の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第7条 委員長は、総会において選任し、県協会理事会の承認を得て、県協会の会長が委嘱する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(副委員長)

第8条 副委員長は、総会において選任し、県協会理事会の承認を得て、県協会の会長が委嘱する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときは、その職務を代理する。

(部会長)

第9条 部会長は、総会において選任し、委員長が任命する。

2 部会長は、部会を代表する。

(委員)

第10条 委員は、総会において選任し、県協会理事会の承認を得て、県協会の会長が委嘱する。

2 委員は、部会又は事務局に所属し、その職務にあたる。

(監事)

第11条 監事は、総会において選任し、委員長が任命する。

2 監事は、会計を監査する。

(事務局)

第12条 事務局には、事務局長を置く。

- 2 事務局長を補佐するため、庶務及び会計など必要な役職を置くことができる。
- 3 事務局長並びに事務局長を補佐する役職は、総会において選任し、委員長が任命する。
- 4 事務局長は、委員長の指示に従い庶務会計を統括し執行する。

第4章 会議

(会議)

第13条 会議は、総会、スタッフ会議及び正副委員長会議とし、委員長がこれを招集する。

- 2 委員長又は構成員の3分の1以上が必要と認めるとき、委員長は臨時会議を招集しなければならない。

(総会)

第14条 総会は、会員及び役員をもって構成し、年1回開催する。

- 2 総会は、次の事項を審議し決定する。

- (1) 会則の改正
- (2) 事業計画及び事業報告
- (3) 予算及び決算
- (4) 役員の選任
- (5) その他委員長において必要と認められた事項

(スタッフ会議)

第15条 スタッフ会議は、役員をもって構成し、次の事項を審議する。

- (1) 総会において決議された事項
- (2) 第3条に規定する事項
- (3) その他本委員会の運営に必要な事項

(正副委員長会議)

第16条 正副委員長会議は、委員長、副委員長及び事務局長で構成し、次の事項を審議する。

- (1) 北信越ブロック大会における審判に関する事項
- (2) 県協会主催以外の大会における審判に関する事項
- (3) その他必要な事項

第5章 会計

(経費)

第17条 委員会の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 会費
- (2) 県協会並びに関係団体から交付される補助金等
- (3) 寄付金
- (4) その他収入

(会計年度)

第18条 委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 その他

(補則)

第19条 この会則に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この会則は、昭和55年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この会則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この会則は、平成14年4月6日から施行する。